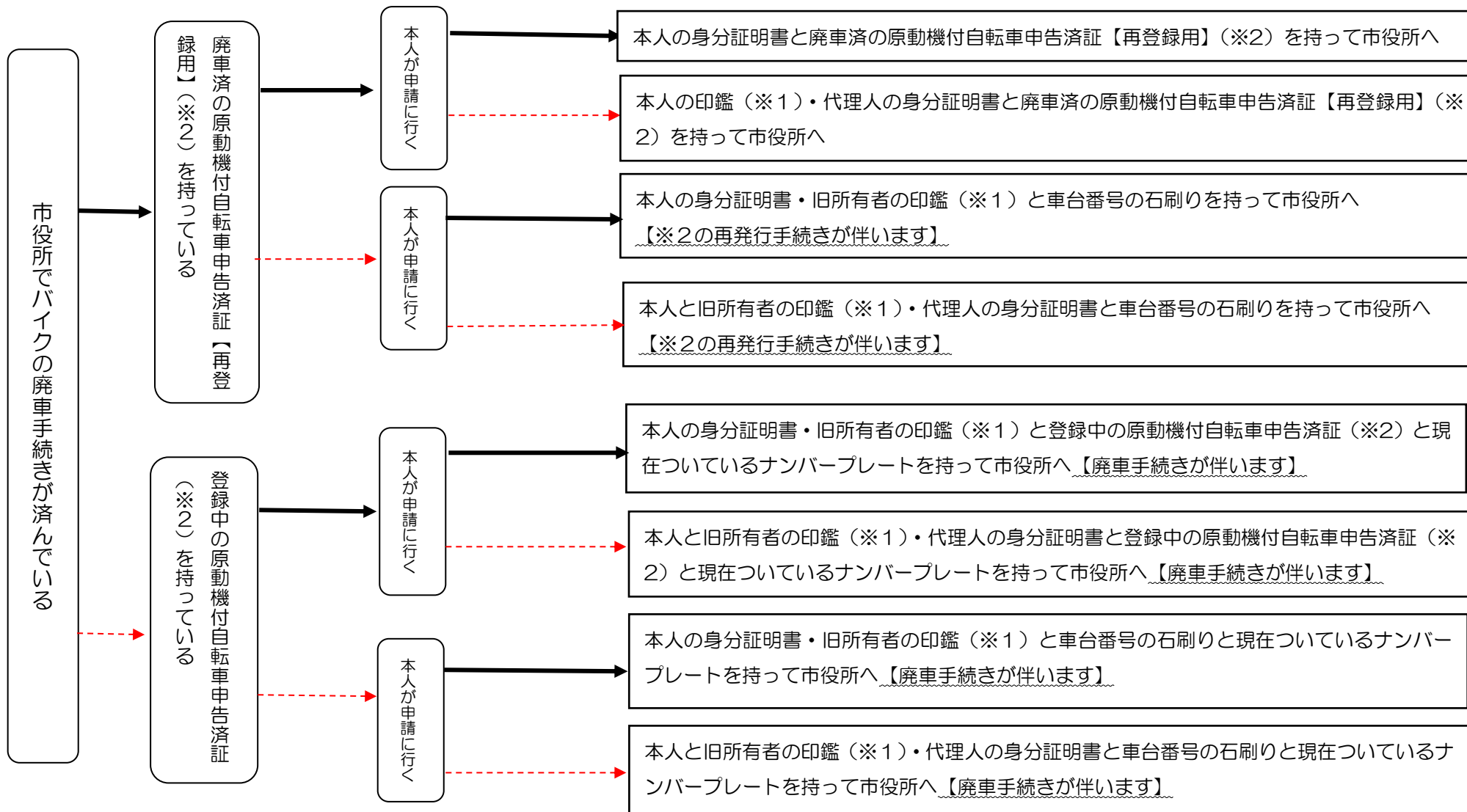


02 原動機付自転車の登録（譲渡）

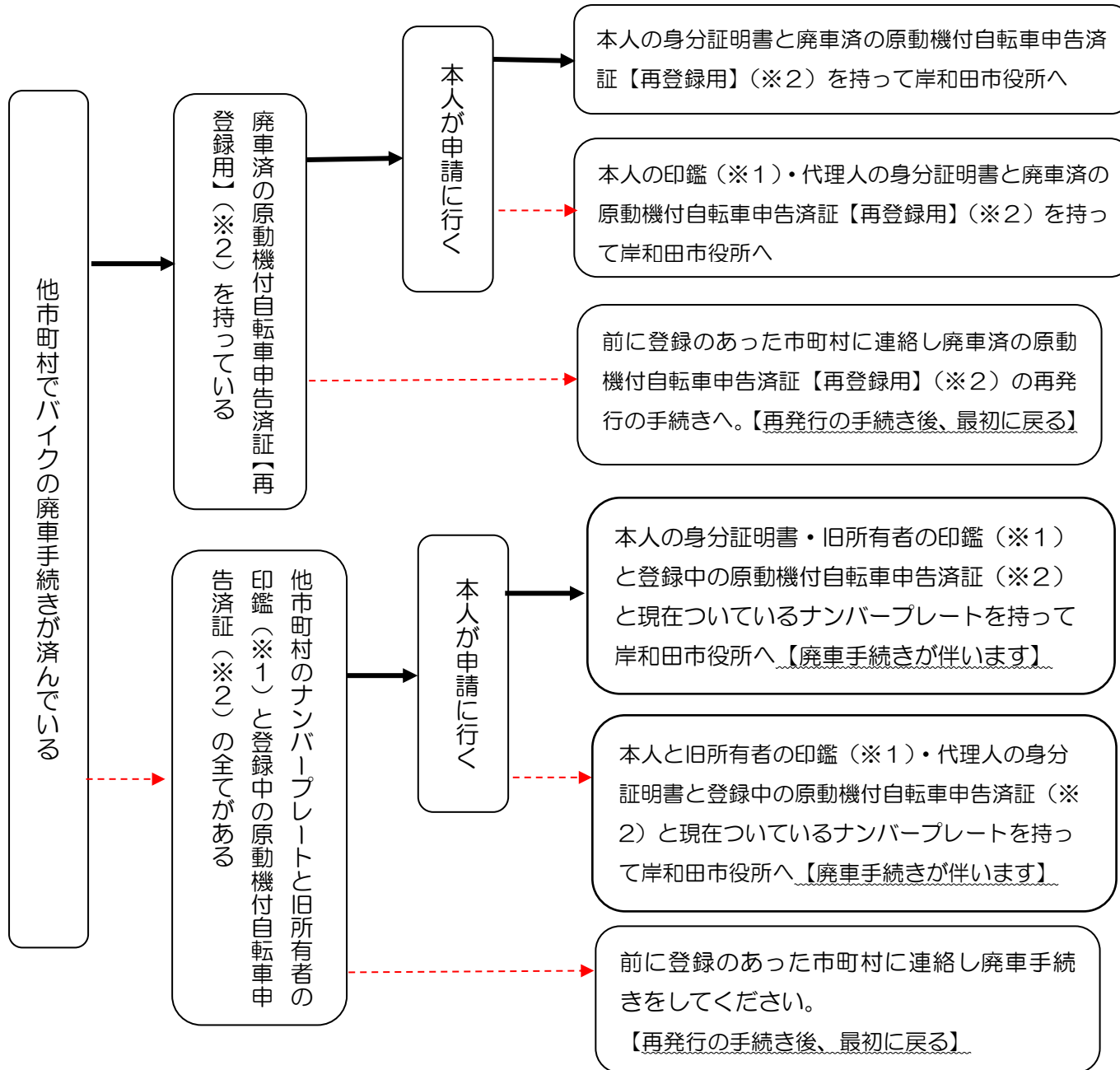
〈代理人申請の場合〉
 名義人の個人情報（住所、氏名、生年月日、連絡先）が必要です。

●市内の人から譲渡された場合（Yes▶、No▶）

※廃車手続きが終わっていない場合、ナンバープレート返納が必要となります。



●市外の人から譲渡された場合 (Yes▶、No▶)



〈代理人申請の場合〉
 名義人の個人情報（住所、氏名、生年月日、連絡先）が必要です。

- ※1 印鑑は認印（シャチハタ除く）
 本人・旧所有者の印鑑の持ち出しが困難な場合は、委任状もしくは市役所の登録・廃車申請書に住所・氏名・生年月日・連絡先を記入し押印してご持参ください。
- ※2 本市では、原動機付自転車申告済証となっていますが、市町村によっては、その名前が標識交付証明書や登録証、廃車申告受付書などさまざまです。お持ちの証明書が自動車賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済の契約を解除するためのものでは登録ができませんので、他市町村での登録に使用することが書いてあることを確認してご持参ください。